役 員 会 議 事 録

平成18年1月11日(水) 10時00分から12時30分まで 役員会議室

出席者

議 長 仙道富士郎(学長)

理 事 石島庸男 遠藤政夫 柴田洋雄 田村幸男 伊藤新造

監事 本木正光

学長特別補佐 小田隆治

列席者 総務部長 財務部長 学務部長 施設部長

総務課長 企画課長 人事課長 社会連携課長 財務課長

議事

1 山形大学の組織評価について

企画課長から、本件について、前回役員会での意見を踏まえ修正した箇所を中心に資料1に 基づき説明があった。

なお、次のような意見交換の結果、本件については、基本構想委員会にたたき台として提案 し、項目等具体の検討は、評価分析室で行うこととなった。

- 評価項目については、大学が推奨する項目として整理すべきではないか。
- ・ 評価項目に入れるべきものが入っていないことが問題であり、評価項目から削除するのは、どうかと思う。項目評価へのウェイトのかけ方で考えればいいのではないか。
- ・ 評価項目をどのように評価するのか、数値が大きいほどよいのか、一定の数値をクリア していればよいのか。評価基準も一緒に示してどこを目指して努力すればいいのか、示さ ないといけないのではないか。
- ・ 部局によって、事情が違う。そこは部局に任せていいのでは。部局の判断・評価に対して役員会が評価すればよいのではないか。役員会の評価に対して部局から意見の申し立てができるようになっている。
- ・ 例えば、志願倍率が高ければ、検定料収入がその分増収となり、倍率を高くしろと言うのは、経営戦略である。経営陣の考え方を最初から示すべきでないか。
- ・ 混乱しないように、注釈とか前文を入れて、考え方を示すようにしたらどうか。
- 各部局の多様性がなくなると大学が弱くなるのではないか。
- ・ 役員会による評価基準は、部局の意見をとり込みきちんとつくる必要がある。
- ・ 部局によってかなり状況が違うので、評価結果を予算に反映させるとなると、相当慎重 にしないといけないと思う。
- ・ 基本線を決め、予算を評価に応じてプラスしていく形がいいのではないか。

2 国立大学法人山形大学における任期付教員に関する規則の制定について

学長から、本件については、マニフェストの中で、先進的な研究を行うことの出来る環境整備のため、任期付き教員を採用すると言っているものに対応するものである旨発言の後、人事課長から、資料2に基づき説明があった。

次いで学長から、本件について提案があり、任期付教員の名称は、法律に基づく任期制と誤解され易いので、「個別契約任期付教員」の名称を用いることとし、第4条タイトルの「法令との関係」を「法令等との関係」に修正すること及び制定理由を付して教育研究評議会に提案することで了承された。

3 国立大学法人山形大学特任教授に関する規則の制定について

学長から、本件は、マニフェストに掲げた特任教授とは違うもので、ノーベル賞級の研究者 などを非常勤教員として雇用する場合を想定している旨発言の後、人事課長から資料3に基づ き説明があった。

次いで学長から、本件について提案があり、原則として大型の研究拠点形成に関する事業に限定するため、第2条1号を「大型の研究拠点形成等に関する事業」を「大型の研究拠点形成に関する事業」と「等」を削除し、第4条のタイトルの「法令との関係」を「法令等との関係」に修正することで了承された。

4 国立大学法人山形大学職員の降任,解雇及び懲戒の手続に関する(案)について

学長から、役員会も教員の選考を行えるとした本学人事規則改正案について、職員組合に示したところ、不祥事を起こした場合の処分方法が決まっていないとの意見があり、本件申合せ案を作成した旨発言の後、人事課長から資料4に基づき説明があった。

次いで学長から、本件について提案があり、申合せ案中、「国立大学法人山形大学職員の降任,解雇及び懲戒の手続に関する規則第3条から第16条まで及び第25条から第27条まで」を「国立大学法人山形大学職員の降任,解雇及び懲戒の手続に関する規則において」に修正し、了承された。

5 外国人教師について

人事課長から、本件について資料5に基づき説明があった。

次いで学長から今後の対応案について提案があり、4月から、原則外国人教師については廃止して行くこととし、非常勤講師手当の措置については、今後検討することとなった。

なお、現在雇用中の者については、役員会としての姿勢を各学部に伝え、対応をお願いする こととした。

6 平成17年度間接経費の配分について

社会連携課長から、本件について資料6に基づく説明及び教育研究環境に関する施設・設備の整備事業に配分がないのは、各部局から企画書を求めているところであり、精査の上次回以降提案したい旨説明があった。

次いで学長から、本件について提案があり、配分案の区分(4)の経費を区分(3)に修正し、了 承された。

7 大学会館食堂改修計画について

学務部長から、本件については、山形大学生活共同組合から大学会館食堂の改修工事を自前で行いたい旨申請があった旨資料7に基づき説明があった。

次いで学長から、本件について、提案があり、了承された。

8 仙道マニフェストの進行状況について

学長から、本件については、来週には本学ホームページに掲載するため、現在の進行状況を確認願いたい旨発言の後資料8に基づき報告があった。

9 その他

(1) 山形大学元気資金(仮)について

石島理事から、本件について、教育振興支援事業として、1本化した寄附受入窓口はできないかとの提案があった。

なお、学長から寄附受入窓口の一本化については、現在立ち上げのために検討している段階である旨発言があった。

配付資料

- 資料1 山形大学の組織評価に係る評価項目について(案)
- 資料2 国立大学法人山形大学における任期付教員に関する規則(案)
- 資料3 国立大学法人山形大学特任教授に関する規則(案)
- 資料4 国立大学法人山形大学職員の降任,解雇及び懲戒の手続に関する申合せ(案)
- 資料5 外国人教師について
- 資料6 平成17年度間接経費の配分について(案)
- 資料7 大学会館食堂改修計画の日程(案)
- 資料8 仙道マニフェストの進行状況
- 資料9 山形大学元気資金(仮)が考えられないだろうか